

塩屋コミュニティバスを走らせる会 第12回定期総会

議 案 書

日時：2026年5月21日（木） 18:30～

場所：塩屋地域交流センター

会議次第

1. 開会
2. 議長選出、書記任命
3. 議事録署名人の選出
4. 総会成立要件の確認（定足数の報告）
5. 議案審議
 - 第1号議案 2025年度 事業報告
 - 第2号議案 2025年度 しおかぜ利用促進券収支決算報告
 - 第3号議案 2025年度 収支決算報告、会計監査報告
 - 第4号議案 2026年度 事業計画（案）
 - 第5号議案 2026年度 収支予算（案）
6. 議長退任
7. 閉会

第1号議案 2025年度 事業報告

- ・ 会合等の実施

4月17日、5月15日、7月10日、9月11日、12月18日、2月27日

※概ね、2か月に1回に会合を縮小。

- ① しおかぜファンクラブ制度・ホームページ

- ・ 38名 83,280円(2026年3月末)

- ② 自主財源の確保

- ・ 各団体、自治会への協賛金の呼びかけ

- ③ ニュース「しおかぜ便り」発行せず。

- ④ 敬老・福祉パス、4月1日から利用可能。

第2号議案 2025年度 しおかぜ利用促進券収支決算報告

(収入の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
前年度繰越金	104,929	
各団体購入	144,000	イオンジェームス山店 108,000 コープ 36,000
利 息	96	
合 計	249,025	

(支出の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
事 業 費	126,200	自治会等 100 イオンジェームス山店 92,000 コープミニ塩屋店 31,100 未使用促進券 3,000
次年度繰越金	122,825	
合 計	249,025	

※前年度繰越金を除いた収入については、各団体による「しおかぜ利用促進券」購入額であり、支出とは山陽タクシー株式会社に支払をした「しおかぜ利用促進券」利用金額です。

会計監査報告

塩屋コミュニティバスを走らせる会の、2025年度しおかぜ利用促進券の収支決算報告に関し、会計帳簿・帳票を監査の結果、正確適正であることを認めます。

2026年4月23日

監事 北川 保幸
監事 中島 秀男

第3号議案 2025年度 収支決算報告、会計監査報告

(収入の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
前年度繰越金	97,403	
助 成 金	0	
協 賛 金	145,000	自治会・各団体より ※欄外
雑 収 入	3,000	しおかぜ利用促進券未使用回収
しおかぜファンクラブ会費	38,000	
利 息	120	
合 計	283,523	

(支出の部)

(単位:円)

科目	金額	摘要
事 業 費	24,168	しおかぜファンクラブ運営費 ¥9,468 しおかぜ利用促進券印刷・作成費 ¥14,700
委 託 費	2,000	ホームページ更新・委託費
印 刷 費	1,000	総会資料印刷
通 信 費	96,761	ドメイン・サーバーレンタル保守管理費 (2019年12月～2026年12月)
会 議 費	1,314	会議用お茶代
事 務 費	550	残高証明書発行手数料
次年度繰越金	157,730	
合 計	283,523	

会計監査報告

塩屋コミュニティバスを走らせる会の2025年度の会計決算報告に関し、会計帳簿、帳票を監査の結果、正確適正であることを認めます。

2026年4月23日

監事 北川 保幸

監事 中島 秀男

[協賛金出資者一覧] (単位:円)

塩屋まちづくり推進会[10,000]、塩屋ふれあいのまちづくり協議会[30,000]、塩屋北ふれあいのまちづくり協議会[30,000]、塩屋婦人会[10,000]、柏台パルクラブ[10,000]、獅掛中自治会[5,000]、柏台自治会[20,000]、塩屋台自治会[20,000]、北塩屋自治会[10,000]

第4号議案 2026年度 事業計画（案）

- 今後の会の運営については、概ね3か月に1回とし、必要に応じてはその都度開催する。
- 運行環境改善の検討
- ニュースの発行（ルート・ダイヤの変更等、周知が必要な事柄が発生した場合）
- ポケット時刻表の増刷
- ファンクラブ制度の拡充
- 自主財源の確保

第5号議案 2026年度 収支予算（案）

（収入の部）

（単位：円）

科目	金額	摘要
前年度繰越金	157,730	
助 成 金	0	
協 賛 金	145,000	自治会、各団体より
しおかぜファンクラブ会費	30,000	
雑 収 入	0	
合 計	332,730	

（支出の部）

（単位：円）

科目	金額	摘要
事 業 費	50,000	ファンクラブ運営費等
事業委託費	10,000	コンサルタント委託費
印 刷 費	140,000	ニュース N028 発行費用
通 信 費	60,000	ニュース配付委託料
会 議 費	10,000	会議開催費
事 務 費	10,000	消耗品等
予 備 費	52,730	
合 計	332,730	

【役員等一覧】

役職	氏名	住所または所属
会 長	中井 正悟	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会委員
副会長	藪 克行	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会委員
	松本 徹	塩屋まちづくり推進会幹事
監 事	中島 秀男	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会防災福祉部長
	北川 保幸	塩屋まちづくり推進会委員
会 計	安田 誠子	塩屋まちづくり推進会委員
委員	児島 文子	塩屋婦人会副会長
	口元 卓一	塩屋北ふれあいのまちづくり協議会委員長
	久富 央治	塩屋ふれあいのまちづくり協議会委員長
	原田 幸男	塩屋まちづくり推進会幹事
	信森 徹	塩屋まちづくり推進会事務局長
	森本 アリ	塩屋まちづくり推進会副会長
	露口 知子	塩屋台自治会副会長
	小西 芳規	塩屋柏台自治会会長
	加納 智之	塩屋台自治会前会長

塩屋コミュニティバスを走らせる会 規約

制定 平成 27 年 9 月 19 日
一部改正 平成 28 年 6 月 16 日
一部改正 平成 29 年 2 月 22 日
一部改正 平成 29 年 5 月 31 日

(名称)

第 1 条 本会は、「塩屋コミュニティバスを走らせる会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、塩屋小学校区及び塩屋北小学校区において、地域の住民が共同利用できる公共交通車両(以下、「コミュニティバス」という。)の運行を、行政機関、交通事業者等と連携して実施することを目的とする。

(構成員)

第 3 条 本会は、別表の構成員団体をもって構成する。

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティバスの実証実験
- (2) コミュニティバスの運行に係る地域内での住民との連絡調整
- (3) コミュニティバスの運行に係る地域内でのルールづくり
- (4) コミュニティバスの利用促進
- (5) その他第 2 条の目的を達成するために必要となる事業

(役員等)

第 5 条 本会に次の役員・監事・委員を置く。

会 長 1 名
副会長 2 名
会 計 1 名
監 事 2 名

委 員 各構成員団体から若干名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を行う。
- 4 監事は、会計を監査するほか、会務の適正な執行を図るために意見を述べる。

(役員等の任期等)

- 第 6 条 役員・監事・委員の任期は、1 年とし、再任することができる。
- 2 役員・監事・委員は、総会において、構成員団体の代表者(ただし、監事は代表者以外も可とする。)の中から選出し、役員は委員の互選により選出する。
- 3 役員・監事・委員が任期途中で欠けたときは、役員会において新たに役員・監事・委員を補充し、補充された役員・監事・委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第 7 条 本会は、総会と役員会により運営する。
- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- (1) 定期総会は、毎年 5 月に開催し、臨時総会は、役員会の議決により必要とされる場合に開催する。
- (2) 総会は、役員・委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、委任状は認めないものとする。ただし、役員以外の委員は、代理人の出席によることができるものとする。
- (3) 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- (4) 総会は、次の事項を審議する。
 - ① 役員・監事・委員の選出

- ② 年度事業計画及び事業報告
- ③ 年度事業予算及び決算
- ④ 規約の制定又は改廃

(5) その他重要事項総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- (1) 役員会は、総会に諮る議案を決定するほか、その他本会の運営について必要な事項を決定する。
- (2) 役員会は、会長、副会長、会計の全員と監事のうち少なくとも 1 名の出席をもって成立する。
- (3) 役員会の議長は、会長があたり、議事は出席者の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、議長が決定する。

(会計)

第 8 条 本会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもってあてて。

(事業年度)

第 9 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務所)

第 10 条 本会の事務所は、塩屋地域福祉センター内に置く。

(その他)

第 11 条 前条までに規定するほか、その他本会の運営に必要な事項に関しては、役員会の決定を経て会長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成 27 年 9 月 19 日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第 6 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 28 年度定期総会の日までとする。
- 3 本会設立当初の事業年度は、第 9 条の規定にかかわらず、設立総会の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会設立当初の事業計画及び予算は、この規約の規定にかかわらず、設立総会において定めるものとする。

改正附則

この改正規約は、平成 28 年 6 月 16 日から施行する。

改正附則

この改正規約は、平成 29 年 2 月 22 日から施行する。

改正附則

この改正規約は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

別 表

構成員団体	
塩屋まちづくり推進会	
塩屋地区連絡協議会	
塩屋婦人会	
塩屋ふれあいのまちづくり協議会	
塩屋北ふれあいのまちづくり協議会	